

アレルギー除去食対応開始までの流れ 宜野湾市

(注意) 宜野湾市学校給食でのアレルギー除去食(申請された、アレルギーを引き起こす原因食材を除去した給食)の対応品目について

◇ はごろも学校給食センター : 卵・乳・えび・かに・落花生・小麦・そば

◇ 宜野湾学校給食センター : 卵・乳・えび・かに・落花生

※ 上記以外のアレルゲンを併せ持つ場合、アレルギー除去食の提供はできません。

新小1については、就学時健診会場にて状況を把握し、申請書配布(10月～)

在 学 校 が 窓 口
① 新規・継続申請 受付
就学時健診時アレルギー-対応説明

毎年9月1日より、次年度のアレルギー除去食の新規・継続の申請を受付します。申請様式は在学学校(新小1は就学予定校)へ依頼してください。

② 申請書類 一式 学校提出

(1)申請書(様式1)、
(2)学校生活管理指導表(様式2)

【給食センター提出期限】

(1)申請書(様式1)

新小1年:11月末、他学年:10月末。

(2)学校生活管理指導表(様式2)

学校側でコピーを取ったものを、12月24日

③ 学校・給食センター
事前会議

各調理場の現状や安全性についてなど、除去食対応について共通理解していただく。

④ アレルギー処遇会議
(保護者面談含む)

【処遇会議 概要】*(様式3)面談記録票ご参照

・アレルギー内容説明及びアレルギーに対する家庭での対応(保護者)

・聞き取り 学校での対応、普段の給食の様子など

・献立表の見方について 等

⑤ 給食センター内協議 及び 学校との協議

アレルギー-除去食対応可能

アレルギー-除去食対応不可
(弁当持参等)

給食センター→
学校→
保護者

⑥ 対応通知書等送付

⑥ 対応通知書等送付

保護者→
学校→
給食センター

⑦ 対応承諾書返送

⑦ 対応承諾書返送

⑧ 給食開始

次年度 新規・継続申請の受付(9月～)

アレルギー除去食を保護者から申請⇒手続